

地域貢献プロジェクト
日立地区—ドイツ・バーデンヴェルテンベルク州間の次世代自動車(EV等)交流
事業

【自動車関連分野】
国内コーディネータの公募（案）

2018年12月20日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副理事長 赤星 康

独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「ジェトロ」という。）では、自治体や地域の関係団体等と連携し、地域経済の活性化や課題解決に貢献する地域貢献プロジェクトを実施しています。中小企業の海外販路拡大やブランド構築等のため、バイヤー・業界関係者の招へいや海外ミッション派遣など様々なツールを効果的に組み合わせた海外展開支援を行っています。

地域貢献プロジェクト「日立地区—ドイツ・バーデンヴェルテンベルク州間の次世代自動車(EV等)交流事業」において、日立地区とドイツのビジネス交流を円滑に推進し、具体的な成果を得るため、自動車関連分野における国内地域の企業に対する各種アドバイス、サポート、コーディネート業務を行う国内コーディネータを募集します。ご関心のある方は下記公募内容および別添仕様書をご確認の上、ご応募願います。

【案件概要】「日立地区—ドイツ・バーデンヴェルテンベルク州間の次世代自動車(EV等)交流事業」

自動車産業のEV化に伴う産業変換に中小企業がどう対応していくのか、という課題の解決について、ドイツ・バーデンヴェルテンベルク（BW）州とともに取り組む。BW州との連携交流によるドイツの生産現場の情報や先端技術などを理解した上で、地域中小企業のものづくり現場から提案力の強化を進め、欧州におけるEV等の次世代自動車産業への参入を図る。また、相互の強みを生かした共同研究や開発、技術提携、受発注を通じた輸出入を促進させる。

【参考】地域貢献プロジェクトについて

地域貢献プロジェクトとは地元自治体・関係団体と国内事務所が連携し、様々な事業ツールを組み合わせることで中小企業の海外展開支援を実施することで、地域経済の活性化や課題解決に貢献するプロジェクトです。

■2018年度地域貢献プロジェクト案件一覧

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_News/releases/2018/cd96c9798c87c045/3.pdf

■地域貢献プロジェクトについて

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_News/releases/2018/cd96c9798c87c045/4.pdf

■地域貢献プロジェクト URL

<https://www.jetro.go.jp/news/releases/2018/cd96c9798c87c045.html>

記

1. 応募資格

(1) 必須条件

- ① 日本在住である個人又は日本法人(登録法人)。
- ② 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- ③ 刑事罰を受けていないこと(係争中を含む)。
- ④ 個人にあつては本人が、法人にあつては本業務に従事する者が、本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと。
- ⑤ 本事業及びジェットロ事業での契約実績がある場合、その業務内容等において重大な問題を起こしていないこと。
- ⑥ ジェットロが設定した産業交流計画の目的・コンセプトを十分に理解し、密接な連携を取れること。
- ⑦ 反社会的勢力と無関与であること。

(2) 専門性(以下の条件を全て満たしていること)

- ① 交流対象分野の技術・製品を客観的に評価できるだけの経験とノウハウを有しており、高度な専門的知見を有していること。原則 10 年以上の実務経験を擁していることが望ましい。
- ② 該当する国内地域又は海外地域の当該分野のビジネス動向等について広い知見を有しており、現状を十分に把握していること。

(3) その他専門性(以下の条件を満たしていることが望ましい)

- ・本業務を円滑に執行できる十分な語学力(英語)を有すること。

(4) 留意事項

- ・本業務は地域間産業交流の補完的役割を担うものであり、特定企業又は事業の利益に与するものではないことを確認・理解すること。

2. 業務委託内容

業務委託仕様書を参照

3. 募集人数

1名

4. 契約形態

・ジェットロと個人、又は個人が所属する企業・団体等と業務委託契約書を締結する業務委託方式

・本業務の委託期間は、2019年2月1日から2019年3月15日までを予定。

5. 業務委託の金額

(1) 業務委託費

- ・1時間あたり5,400円(税込)の出来高払いとします。
- ・毎月、月次業務報告書の提出を受けて実労働時間に対して1時間あたり5,400円(税込)の委託費(15分単位の出来高払いとし、15分未満は切捨て)を支払います。なお、移動時間は加算されません。
- ・契約期間中の支払総額は、(2)域内交通費及び(3)国内出張費と合わせて、原則として300,000円(税込)を超えないものとします。

※電話代、コピー代などの事務諸経費は支払対象外となります。

(2) 域内交通費

- ・本業務の活動に係る交通費は、ジェトロ規程に基づいて月末に提出いただく域内交通費請求書を確認の上で支払います。

(3) 国内出張費

- ・業務遂行上出張が必要な場合、ジェトロの指示に基づき出張を行っていただく場合があります。本業務に係る国内出張経費については、ジェトロの旅費規程等に基づく交通費及び宿泊費を上限とした実費精算とします(食費相当額、諸経費は精算対象外となります)。

(4) 海外出張費

- ・本業務では海外出張は発生しないため、かかる旅費の支給はありません。

6. 応募方法

(1) 提出書類

- ①申請書(法人契約の場合は、契約締結者欄に法人の情報を記入)
- ②会社概要(法人契約の場合のみ)

(2) 提出方法

2019年1月15日(火)17:00までに、必要書類を下記のアドレスに電子メール及び郵送で提出すること(いずれも必着のこと)。

※ FAXでの提出は受け付けておりません。

※ 提出書類は返却いたしません。

(3) 提出先

ジェトロ茨城貿易情報センター(担当:青木)

E-mail:IBR@jetro.go.jp

〒310-0802 茨城県水戸市柵町 1-3-1 茨城県水戸合同庁舎 4 階

7. 応募期間

2018 年 12 月 20 日(木)～2019 年 1 月 15 日(火)17:00

8. 選考について

(1)選考方法

第一次選考:書類審査

第二次選考:面談又はテレビ電話による審査(書類選考の上、別途日時を連絡。原則、面談は茨城貿易情報センターにおいて行います。なお、面談にかかる旅費はジェトロでは負担しません。)

※選考結果は採否のみを応募者本人に通知します(法人契約の場合も同様)。なお、採否理由はお答えできません。

(2)選考基準

選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、採択者を決定します。

- ① 交流対象分野の技術・製品を客観的に評価できるだけの経験とノウハウを有しており、高度な専門的知見を有している。
- ② 国内地域、又は海外地域における交流対象分野について、又は交流対象分野と関係の深い分野について広い知見を有しており、現状を十分に把握している。
- ③ ジェトロが設定した産業交流計画の目的・コンセプトを十分に理解し、密接な連携を取れる。
- ④ これまでに国内外における企業間ビジネスマッチングの領域でコーディネータ業務の実績・経験がある。
- ⑤ 国内コーディネータ業務を円滑に執行するために必要となる十分な語学力を有している。

9. 特記事項

本件の応募者が、別途、地域貢献プロジェクトの海外出張調査、ミッション派遣にかかる派遣専門家の公募に応募することも可能です。

10. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、国内コーディネータ選定手続きのために利用します。

11. お問い合わせ先

ジェトロ茨城貿易情報センター(担当:青木)

〒310-0802 茨城県水戸市柵町 1-3-1 茨城県水戸合同庁舎 4 階

E-Mail:IBR@jetro.go.jp

※ 電話やFAXでのお問い合わせはお受けしておりませんのでご了承ください。

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトにて公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）